

豊山町長

住 所
名 称
代表者職氏名

豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツ誓約書

申込者、申込者の役員または申込者の法定代理人は、豊山町社会教育センター・豊山グランドネーミングライツへの申込みを行うに当たり、下記のいずれかにも該当せず、また将来においても該当しないことを誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して豊山町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

また、豊山町において必要と判断した場合は、役員名簿等の必要書類を提出するとともに、対象となった者の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団（豊山町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 28 日条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどする者
- 3 暴力団または暴力団員等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与する者
- 4 暴力団または暴力団員等であることを知りながらこれと取引したり、または不当に利用するなどする者
- 5 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 6 次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
 - (1) 暴力的な要求
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 契約の履行または使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動または暴力
 - (4) 偽計または威力を用いての町職員等の業務の妨害
 - (5) (1) から (4) までに掲げる行為に準ずる行為